

石油類の安定供給と石油製品の適正価格の実現を求める意見書

中東の政情不安定、世界的な需要拡大、精製設備不足による供給減や大量の先物投資などが原因と言われる原油価格の高騰は、史上最高の水準にあり、一向に沈静化の兆しが見えない。

このため、ガソリン・重油・軽油・灯油等の価格高騰により、農林漁業、運輸業等石油依存度が高い業種に大きな影響を与え、中小企業等ではコスト増を製品に転嫁できず、大変な苦勞を強いられており、地域経済にも多大な影響を与えている。

また、暖房等に使用する灯油は、積雪寒冷の厳しい本県の県民にとって生活必需品の一つであり、本格的な需要期を前に、これ以上の価格高騰を抑止し、適正価格により安定的に供給されることが強く求められている。

よって、国においては、国民の立場に立って石油類の安定供給を確保し、石油製品の適正価格を実現するため、関係省庁間連携による総合的な対策を早急に講ずるよう次の事項について強く要望する。

- 一 灯油を初めとする生活関連石油製品価格の適正化及び安定的供給のため、その量の確保に万全を期すとともに、便乗値上げが起こらないよう、在庫量や卸売価格について適正な把握に努め、国内元売各社に対する調査・監視・指導を適切に実施し、消費者に対して正確な情報提供を積極的に行うこと。
- 二 農林漁業、運輸業等、産業用の油種の安定供給を図り、価格安定対策を講ずること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月11日

宮城県議会議長 高橋長偉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣 あて

経済産業大臣

国土交通大臣

資源エネルギー庁長官